

自治研センター講演会・パネルディスカッション  
(市川市生涯学習センターにて)

2011年10月23日

# 「入札改革」 社会的価値の追究と公契約

基調講演

講師

法政大学大学院政策創造研究科教授 **武藤 博己**  
(2012年4月より公共政策研究科教授)

パネルディスカッション

司会

千葉県地方自治研究センター副理事長  
法政大学法学部教授 **宮崎 伸光**

パネラー

市川市副市長 **遠峰 正徳**

全建総連千葉県連合会執行委員長 **鈴木 紘**

千葉県地方自治研究センター理事  
千葉県議会議員 **藤代 政夫**

助言者

法政大学大学院政策創造研究科教授 **武藤 博己**

## 基調講演

武藤 博己先生

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました法政大学の武藤と申します。今日は入札改革をテーマとして、話をさせていただきます。後のパネルディスカッションでは、具体的な事例等のご紹介もあるかと思いますが、ここでは、主として理論的な枠組み、入札全体を見るような視点から、今日の現状と今後の考え方をお話ししたいと思います。

### ■公共サービスとは何か

最初に、行政活動の範囲はどういうところにあるのか、あるいは公共サービスとは何かについて考えてみたいと思います。

私の図式で言いますと、一番外側に「市民社会サービス」というのがございます。市民社会サービスというのは、私達が市場も含めてこの市民社会、私達が住んでいるこの社会が存続するために必要なサービス、あるいは、物の提供、供給、それを購入するサービスであり、電力などはその典型ですし、あるいは、贅沢品なども含めたそうした市場全体を、市民社会サービスと呼んでおります。

その市民社会サービスの内側に、公共的な提供が望ましいサービスがあるのではないかと思います。それを私は「公共サービス」と呼んでおります。この公共的な提供が望ましいかどうかという判断については、人によって違うと思います。

ある人は、コンビニはもう今や私達の生活に不可欠である。そのかつての村の万屋さんと同じように、生活必需品を購入できるような場所ですので、これは公共的に支えなくてはいけないと考えるでしょう。村からお店がなくなって、それを公共的に支えるというようなことも現実には行われています。ですから、東京のような所では、コンビニは市場に



任せればいいのですが、しかしながら、中山間地のむしろもっと山奥の、限界集落のような所に行けば、公共的にお店を支えるという必要も高くなるかもしれません。

あるいは、飯舘村に村営の本屋さんがあったということをご存知の方もいらっしゃると思います。この震災で影響を受けて、飯舘村自体が避難をすることになってしまったため、本屋さんも閉じましたが、直営の本屋さんです。

この市川市や千葉県内で、本屋さんを直営でやるということは考えられないと思います。十分市場で採算に乗るわけですから。いわゆる本屋さんは、市民社会サービスなわけです。ところが、飯舘村では本屋さんが直営だったわけで、公共的に支えるべきものだったわけです。

それはなぜかということ、村民の皆さんは図書館が欲しいという希望を出されていたのです。この建物の中に、図書館が併設されておりますが、この図書館を運営するというのは、大変な経費がかかります。したがって、小さな村では、図書館を運営することが不可能なわけです。そこで本屋さんを置いた。図書館の代わりに直営で本屋さんをやっている。

そういう意味では、図書館はなくても本屋さんがあることによって、村民の本に対するニーズが、ある程度充足されます。したがって、この公共サービスの中に本屋さんを

入れるか、あるいは村のコンビニを入れるか、地域によって違うし、人によって違うということになります。

ただ、私達が一人ひとり違ってそれほど大きな違いはないのですが、問題は自治体が、飯館村がどう考えるか、あるいは、市川市がどう考えるか、千葉県がどう考えるかは重要ですので、政府が何を公共的だと考えるかは、私たちにとってかなり重要なことになります。

公共サービスの内側に、その自治体が重要だと思ふことのうち、これまで法律や条例で、これは自治体としてやりましようと考えてきたのが、「行政サービス」になります。行政が責任を持つ領域ということなのです。

民間委託で提供されているサービスも、ものによっては行政が100%責任を持っているものがあります。認可保育所などは、保育の経費に関して100%自治体が持っているというわけです。100%といっても、もちろんその中には親の負担や国からの補助金も含まれます。したがって、行政サービスというのは、これは政府がお墨付きを与えた、政府がやらなくては行けないと考えた仕事だということになると思います。

さらに、その内側に自治体が重要な仕事だと思ふものは、公務員に直接運営させるという方式を取るものがあります。義務教育であるとか、あるいは、この図書館なども直営でやっている所は多いわけですが、委託をしている所もあります。重要だと思われるサービスは、その公務員による直接的な提供を行ってきたわけで、これを「直営サービス」と呼んでいます。

全体として、その市民社会サービスの内側の中に、公共的に支えないと供給が滞ってしまうようなもの、これを「公共サービス」と言い、更に行政が100%責任を持つものを「行政サービス」、更にその内側に、公務員が直接提供するものを「直営サービス」と言って

います。

現代の特徴としてこれらのサービスが、どんどんこう膨らんでいることが指摘できます。今日、一番外側の市民社会サービスも広がっていますが、かつては自給自足に近い生活がないわけではなかったのですが、今やマンションに住んでいたら、自給自足なんていうのは、とても無理な話ということになります。

市民社会サービスに依存しないと生活できない。更には公共サービスに依存しないと私達の生活が成り立たない。ただ、直営サービスだけは、このところの公務員バッシングとか、様々なその外部化神話が広がり、そういう動きの中で直営サービスは、どんどん縮小しているということが言えると思います。

そして、行政サービスについては、公共事業が広がったり、狭まったりとか、あるいは保育所のサービスなども待機児童が増えることによって、認証保育なんていうものも出てきたというわけで、変動があります。この行政サービス、公共サービスの範囲が揺れ動いているのが、現代社会だということが言えます。

これをもう少し具体的に見ますと、直営サービスは公立保育所、行政サービスは認可保育所、それから公共サービスは認証保育所という東京都が10年位前でしょうか始めた保育所が出てきました。そして、無認可保育所、あるいは認可外保育所という補助を受けない所があります。これは市場経済にのっかって、保育サービスを提供しているというものであります。事故を起こしたベビーホテルなども、こういう運営だったわけですが、ここに位置づけられることになります。

無認可保育所が少し施設を整備して、認証保育として東京都から補助金をもらうとか、あるいは、この認証保育所が更に整備して、認可保育所になるとか、あるいは、公立の保育所がどんどん廃止をされて、認可の保育所

になるというような、こういう動きがここ10年くらいの間に、どんどん広がってきたということが言えます。

公共サービスは、以上お話ししたように、市民社会の中で公共的に支えなくてはならないサービスだということであり、そこには行政サービスも含まれますが、公共サービスを購入するとか、政府が補助金で援助するというサービスも含まれ、また直営サービスを認可保育所に出していくという動きの中で、今日のテーマである入札は、大変重要な業務になるということでもあります。

## ■入札を政策手段に

ポイントは、「入札を政策手段に」ということでもあります。また、政策手段という言葉については、後で出てまいります、このところについて2つポイントがあります。

1つは、政府調達というのは、65兆円という膨大な金額を動かすことですが、この65兆円というのは、この本を書いたときの2003年段階で、自治労が試算した金額ということになります。この膨大な金額を動かすことを、政策手段として活用するということでもあります。これがポイントの1。

それから、政策手段というのは、その政策を実施するための手段ということになります。保育という政策は、保育所という政策手段によって充足されるということになります。

それから、もう1つは、「価格基準のみでは本当に良いものは得られない」ということでもあります。価格基準とは安ければいいという考え方です。今の入札というのは、もっとも安いものが自動的に選ばれるものでありますが、その安ければいいという考え方は、やはり今日的ではないということでもあります。

社会的価値基準をこの入札の中に入れるべきではないか、というのが私達の主張であり

ます。安いだけではなくて、環境に良いものとか、あるいは、福祉という価値を重視しているもの、そういう考え方、社会的価値を入札の判断の中に入れられないだろうかというのが、これまで私達が主張してきたこととなります。

さて、本論に入っていきますが、まず最初に、入札談合を生む土壌ということでもあります。なぜ談合がなくなるのだろうかということでもあります。繰り返される談合事件ということでもあります。岩波新書の『入札改革』という本で、こうしたことを問題視しました。2003年の執筆当時は、水道メーター事件というのが、毎日報道されておりました。テレビキャスターの親戚がやっていた、水道関係の工事会社も名前が挙がったりして、新聞で大きく取り上げられたりしたこともあります。

その後、2005年は橋梁談合という、戦後最大の談合事件と言われています、日本道路公団が行った官製談合で、副総裁が逮捕されたりしています。その後も、空港公団などでも電気設備の購入に関わる談合であるとか、様々な談合事件が摘発されておられます。

古いところをざっと見てみますと、1982年に静岡県建設業協会が排除命令を受けたところから、談合事件というのが新聞を賑わすようになってきます。それ以前は、談合というのは、社会的にある意味で黙認されてきた、ということが言えるのではないかと思います。

## ■談合は何故悪い

今でも、なぜ談合が悪いんだというような本が売られています。談合は社会的に許容されるべきだという議論で、談合は共生であることを言うのですが、談合と共生の違いは、クローズドであるか、要するに閉鎖的かどうかということなんです。談合の場合には、オープ



ンな談合はありません。

必ず一定の閉鎖的な集団の中に、利益が還元されるようにしているのが談合です。共生社会というのは、オープンな社会の中で、すなわち開放的な仕組みの中で行われるものですから、一見似ているようではありますが、全然違うものであると考えています。

その点が理解されず、談合も共生の1つであるというようなことを言って、談合を認めて欲しいという人は、いまだにいるわけがあります。画面にズラッと書いてありますが、いまだに談合事件が新聞からなくなることはありません。緑資源機構では、現役の農水大臣が自殺をするなんてことにもなりました。

談合によって、個人の命が失われるようなことも、しばしばあることでありますが、非常にそれは悲しいことだと思います。やはり談合をしなくてもいい、そういう仕組みを作っていく。あるいは、談合をしても無駄であるという、そういう仕組みができれば、もっといいのではないかと考えております。

談合という言葉の新聞記事検索をしてみますと、1982年の静岡県建設業協会の排除命令が出たところが、画面では矢印が出たところですが、大きな談合事件が摘発された年は、その談合という言葉を使ったニュースが多かったというのは、ある意味で当たり前です。グラフのピークになっているようなところは、大きな事件が発生しているということでもあります。

それから、こちらの画面は公正取引委員会が出している、その法的処置件数を取ったグラフですが、このグラフと先程の新聞記事を比べてみますと、ある意味で当然と言えば当然なのですが、ピークが一緒になっているということでもあります。

ただ、全体として増えていることは、このグラフでも分かるかと思えます。最後の年は、途中なものですから、ちょっと数が少なく

なっていますが、この新しい数値を2010年くらいまでやってみたいなと思っています。

談合がなくなる理由として、1つにし易い。そのし易さというのは、電話一本ですぐに決められることであります。価格さえ、誰が最低価格を出すかということだけを、決めておけばいいので簡単にできます。逆に言うと、その価格基準が問題なのではないかということにもなります。

それから、見つかりにくいことでありますが、電話だけでちょっとした話し合いで決まってしまうものですから、証拠が残りません。談合の証拠を提出してもらうために、独占禁止法の改正をしました。そういう資料を提供したところは、この課徴金を減免しますという制度が、2005年に制定され、2006年1月7日から動いていったわけがあります。

談合に関する新聞記事等をレジユメの巻末に載せております。帰りの電車の中で、パラパラと見ていただくと、談合に関する興味深い事件があるかと思えます。

それから、談合がなくなる理由として、見つかって罰則が弱いことです。そのため独占禁止法の改正によって、罰則の強化が行われましたが、これも依然として罰則が弱いと言えます。アメリカなどでは、こうした談合が摘発されると、会社が存続できないことが一般的です。

しかしながら、こういう不正があっても日本の会社は存続しているわけでありまして、そこは社会的に寛大だなと思えます。

それから4番目が、行政が誘導しているということでもあります。行政が誘導してない場合もあるのですが、誘導している場合も多かったということでもあります。では、なぜ行政が談合を望むのだろうかということが問題になります。

道路公団の場合は、行政というよりも特殊法人でしたから、行政本体ではありませんが、

行政の委託を受けて行政の仕事として高速道路の建設、維持、管理という、まさに政府の仕事をやっていたところではありますが、その技術集団の天下り先の確保だったということでもあります。果たして公団の天下りだけだったのだろうかという疑問もあります。

ここで、皆さんの中には契約のことをご存知の方もいるかと思いますが、確認として予定価格とか、最低制限価格とか、そういうものの意味を確認しておきたいと思います。まず予定価格でございますが、これは上限価格ということでもあります。それから、最低制限価格というのは、これも設定できない場合もあったのですが、最近は設定できるようになってきました。これ以上低いところは駄目だということで、画面ではA社からF社まで6社が応札した場合、予定価格をオーバーしているA社・B社は失格ということになります。それから最低制限価格を下回っているF社も失格ということになります。そこで、今度は落札価格ということですが、このC・D・Eの中で一番低いE社が自動的に落札をすることになります。

落札率とは、予定価格を分母として落札価格を分子とした比率ですので、この画面でいうと6割ぐらいになっています。談合がある場合には、予定価格よりもちょっと下という場合が多いので、95%とか中には98%とか、そういう非常に高い落札率の場合などは、談合が疑われます。最近の1つの傾向は、最低価格も公表されたりする場合には、複数社が最低価格で入ってきて、そこでくじ引きをして選ぶことでもあります。

入札がいいのか、くじ引きがいいのかという、そういう話になっていくのでありますが、くじ引きで決めるのだったら、入札という面倒くさいことをやらなくても、最初から全部くじ引きにしまえばいいのです。

発注者の思いどおりに入札ができない事態

も結構生じております。国の場合には、最低制限価格は設定しないことになっておりますから、かつて0円入札とか、1円入札とかありました。現在ではさすがにそういうことが少ないようですが、依然として一社入札であるとか、入札制度の根本を問うような問題が発生しています。

## ■入札の公平性

入札の目的は、公平に契約先を選ぶこと、どうやれば公平に選ぶことができるのかが問題になります。もう1つは、自治体にとって価格その他の条件が、自治体にとって最も有利なものは、どういう形で選んで行けるのだろうかということになると思います。

現在の入札方法は、4つの方法が自治法・会計法で規定されています。一般競争入札というのは、誰でも入札に参加できる入札制度ということですが、これが原則なのですが、不良業者が排除できないという理由で、敬遠されてきました。そこで指名競争入札が使われるのですが、行政が入札に参加できる業者を指名する方法であります。

不良業者を排除できるはずだったのですが、実は談合する不良業者が指名されてきました。指名競争入札にするためには、一般競争入札に適さない理由を明記しなくてはいけないことになっておりますが、抽象的な記述で済まされることが多くなっています。

随意契約であります。金額が低い場合の入札方法として、位置づけることができます。もっとも入札の金額が低いだけではなくて、競争入札に適さないとか、競争が不利な場合とか、随意契約が有利なとき、入札者がいないときなど、幾つかの理由のもとにこの随意契約は許容されます。

もう1つ、せり売りというのがありますが、最近ではほとんどこのせり売りで入札が行わ

れる、というのは聞きません。

続きまして、指名競争入札が、談合の温床になっているということでもあります。指名されたもの同士の間で、談合が成立すればいいということですので、かつては現場説明会というもの必ず行われていまして、現場説明会で集まった人達が指名業者でありますから、そのまま喫茶店などに行って談合をするという。

NHKのテレビなどでも、隠しカメラが入って、その談合現場を追跡するという番組がありました。指名が談合相手の特定だったのです。

談合が続けられた理由ですが、罰則が甘いこと、官製談合が存在していること、損害賠償請求にも消極的だったということ、最近では損害賠償請求などもするようになりましたが、行政そのものが80年以前は談合を黙認するような姿勢があったこと、そういう延長上に談合が摘発されたとしても、損害賠償請求をしなかったという事例が多かったわけでありませぬ。

そうしたことから2005年の独禁法の改正で、罰則の強化が行われましたが、依然として会社がつぶれてしまうような、課徴金とはなっていない。

つぎに、談合防止の取り組みを見てみたいと思います。これまで見てきたように談合は継続していますが、それに対して、黙認だけで来たわけではありません、たとえば政府も「入札契約適正化法」を2000年に制定しております。この中身としては、入札の情報公開を進めました。

2002年には、「官製談合防止法」という法律が作られております。この官製談合防止法の方は、これまで業者が逮捕されたり、罰則を受けたりすることが多かったのですが、実は行政が談合を引っ張ってきた、というのが実態としてあります。そうしたところから、

公務員の談合関与行為に対する規制・罰則を設けた、というのがこの法律であります。その他談合への対処方法としては、郵便入札とか、それを更に進めたインターネットによる電子入札、入札の透明化・競争化ということが行われてきました。

が、談合を抑制する方法として、①競争性を高める方法がありますが、たとえば一般競争入札の拡大であるとか、ランク制の廃止というものがあります。

②透明性の向上を図るものとして、第三者機関である、入札監視委員会の機能を強化するとか、苦情処理手続きの導入とか、これは契約担当の方であれば談合防止のための手法としていろいろ重要であり、契約担当になったらこういうことを具体的にどう進めるかということをお勉強していただければ良いのかなと思います。

3つ目の方法は、③不正行為の防止を図る方策として、指名停止期間の延長とか損害賠償金の請求というのがあるということです。

鈴木満さんの著書『談合を防止する自治体の入札改革』の中にはいろいろな自治体の談合の防止の取り組みが書かれていますので、関心のある方はご参照下さい。その中で、たとえば、「改革により談合と政官業の癒着等を無くした長野県」の事例、「記録公表制度で議員等からの口利きを封じた横浜市」、「常に入札改革の先頭を行く横須賀市」等の事例が解説されています。

私が気になるのは、4番目にあげられている「総合評価方式で事務量が5.6倍になることを証明した岡崎市」という事例です。これは私の意見と異なりまして、総合評価方式を導入すると事務量が一時的に増えるかもしれませんが、一度導入してしまえば、最初の5.6倍に事務量が未来永劫かかるということではありません。

確かに総合評価方式というのは難しい入札



方式です。導入までに手間暇がかかり、これまでの入札と同じようにできるというわけはありませんが、ずっと大変さが続くことはありません。鈴木先生は公正取引委員会の出身ですから、競争強化で談合を防止するという方式を信じておられるのだと思います。

が、私としては競争強化ではこの談合防止、あるいは低賃金化という流れは抑制できない、と考えていますので、総合評価方式を活用する必要があると思っています。

## ■独禁法の改正

次に、2005年の独占禁止法の改正内容について、振り返っておきたいと思います。2001年5月に小泉さんが所信表明演説の中で、「市場の番人たる公正取引委員会の体制を強化し、21世紀にふさわしい競争政策を確立します」と述べました。

小泉さんは、郵政改革と道路公団改革で知られていますが、もう1つ独禁法の改正を実現しています。ただ小泉さんがこれを実現したと言えるかどうかはちょっと微妙でして、郵政改革は小泉さんが引っ張って、竹中大臣が走り回って実現しました。道路公団改革の方は、道路公団民営化委員会が途中分裂をして委員長も辞めるとか、ドタバタのとんでもない委員会でした。小泉さんがそこにどう関わったのか、議事録を読んでも出てきませんが、小泉時代に実現しました。

この独禁法改正は、最初の所信表明演説の中では触れられるのですが、実は所信表明演説というのは、各省からの要望を集めて、それを誰かが書き直すわけです。公正取引委員会としてもこれまでどおり、「市場の番人たる、公正取引委員会の体制を強化し、21世紀にふさわしい競争政策を確立します」と言って欲しいと思っています、これまでも言ってきたのですが、市場主義経済を進めるという体

制の下で、タイミングが良いと判断したのでしょうか、公正取引委員会もこの所信表明演説を使って実際に動かしていった、ということのようです。

21世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会というのが設置され、そこに独占禁止法研究会なども設置されて、独禁法の研究者もそこに入って報告書が作られ、そこに対するパブリックコメントが行われ、という手続きを踏んでいます。

改正案に対しては、自民党もちろん反対をしまし、経団連なども反対したのですが、自民党の反対は道路公団民営化もそうでしたし、郵政民営化も反対があったわけですが、自民党の反対でもことを進める、という小泉流の改革が功を奏して、この独禁法も通って行きました。

2004年5月に法案を提示し、閣議決定後国会へ出され、2005年4月20日に可決ということになります。この2005年の3月31日には「公共工事の品質確保に関する法律」が通っておりまして、そちらを通してから、この独禁法も通したというのが国会での動きだったわけであります。

2006年の1月から施行されました。その2006年の1月にFAXを設置して、内部告発の電話を受けたわけであります。当初は経団連も、日本社会の企業文化は内部告発などない、こんな法律は機能しない、と高をくくっていたのですが、蓋を開けてみましたらFAXが鳴り止まなかったわけです。

しかも大企業がFAXをどんどんかけたことが興味深いと思います。中小企業の談合から外されてきた主流ではない企業が、内部告発をしたということではなくて、まさに日本の産業を引っ張ってきたような大企業が、率先して内部告発をしたということであります。

談合自体が相当負担になっていた状況なのかなと思います。課徴金減免制度は、1番目



の申請者は課徴金が免除、2番目は50%減額という制度であります。

また、課徴金算定率も引き上げられました。課徴金とは、そもそも不当利得を返還してもらうという制度で、談合をしたことによって儲けた分を返してもらいますという制度です。罰金というのは、制裁金ですから儲かった以上のお金を取る場合が罰金となります。課徴金は儲けた分だけの返還ですが、では儲けたのは何%かというのは厳密に言えば難しい話です。でも、大体3割ぐらいと言われているのですが、課徴金の額を3割という数字には引き上げられず、製造業の場合でも大企業は6%だったのが10%に引き上げられただけだった、というのが2005年の改正内容であります。

ここで考えてみますと、競争を徹底して、できることとできないことがあると思います。競争の徹底でできることは、効率性の追及、効率化することでありまして、これは安くするということになります。この効率化の中には生産性を高めるという場合もありますが、むしろ低賃金化という流れが出てきてしまうのも確かです。

競争の徹底によって難しいことは、品質の追求ということになります。そこでやるべきことは何か、ということになりますと、もちろん品質の追求であります。そうしてその効率性の追求もある程度は必要なことであります。ただし、効率性の追求だけだとどうしても、一方的なバランスの良い価値観の推進ができません。社会的な価値の追求を含めていかないと、何のための効率性か、ということが見えなくなってしまうことになります。

## ■総合評価型入札の導入

そこで総合評価型入札によって、社会的価値の追求が可能になります。次にその点につ

いて話をします。ポイントは「価格基準から社会的価値基準へ」ということでもあります。

総合評価型入札とは何かということですが、1999年の地方自治法施行令の改正で総合評価型の入札方式、総合評価方式というのが導入できるようになったわけでありまして。その後、随意契約にもこの総合評価が使えることになりました。

総合評価というのは、簡単に言えば価格以外の要素を考えてもよいことになるわけです。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に次のように書かれています。「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質が確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と基本理念のところ述べてあります(第3条第2項)。

価格以外の多様な要素をも考慮しながら、入札を決定していいですよと明記した法律としては初めての条文ということになります。地方自治法や会計法にはこういう明確な規定はありません。施行令の中にはありますが、法律の中にはないということでもあります。この公共工物品質確保法は、いわゆる自民党の道路族が推進した法律でありまして、私とはちょっと立場が違う方々であります。

建設族の中には、談合を許容しろと言っている人もいますので、共同歩調は取れないのですが、この法律そのものは総合評価型の入札を広めることになりました。建設省と国交省の総力をあげてというところちょっと大げさですが、この総合評価型入札を建設業者の救済のために導入しようとしたわけでありまして。

もちろん私も、建設業だからつぶれていい

とは全く思っておりません。適正な競争をするためには、価格以外の要素を入れないといけないというところでは一致はします。

もう1つの違いは非価格的な要素の導入を進めるといのは、価格以外の要素ということなのですが、その要素としてこの法律は技術的な基準を重視しております。私は技術的な基準ももちろん進めていただいているのですが、社会的な価値を導入することが重要ではないか、と思っているわけでありませう。

例えば、道路の舗装工事のような維持管理に関することは、技術性が高いかどうかをあまり評価できないわけでありませう。アクアラインのような14mのシールド工法とかの長大トンネル等は、技術的に高くはないとできません。が、一般の仕事の多くは、それほど技術力で競争できるようなレベルのものではないと思ひます。そうすると、価格以外の要素として、社会的な価値で競争してもらい以外に、その価格以外の要素は少なくなってしまう。

総合評価方式の具体的事例についてですが、『入札改革』（岩波新書、2003年）の中では、神奈川県立美術館の建設に関わるPFIの工事が総合評価方式で行われていたため、それを取り上げました。最近はもう少し私が言うような、社会的価値を導入したものがあるので、それをご紹介したいと思ひます。大阪府の事例ですが、2003年から大阪府が取り組んできたものです。

ここでは2006年の府民センター3施設の総合建物管理業務委託に係る総合評価一般競争入札に関する評価項目をご紹介します。

評価項目を見ますと価格点が50点ですが、技術的要素は14点、公共性評価は36点で、合計が100点となります。

公共性評価の36点の中を見ても、就業困難者の雇用に関する取り組みは15点、障害者の雇用に関する取り組み15点、環境問題

への取り組み6点でして、この36点が社会的な価値を追求しているかどうかによって、点数が与えられます。

さらに就業困難者の雇用を見ても、障害者、母子家庭、ホームレス等を新規に雇用する場合には、2人以上ならば15点、1人ならば10点、すでに雇用している場合は1人5点となっています。50点の価格に対して、就業困難者の雇用で15点分ですから、価格が少し高くなっても、こちらで得点を取れば競争に負けないという、こういう仕組みになります。

障害者の雇用に関しても、知的障害者の雇用は8点、障害者の雇用率1.8%を達成していれば7点、知的障害者の雇用1人で4点、なしの場合は0点、障害者の就労支援体制に応じて2点、達成できていなければ0点となっています。このように障害者雇用に対する企業の取り組みを、高く評価しています。

環境問題に関しては、環境への取り組みでISOの国際規格認証を取得している場合は6点、環境省のエコアクションの導入が5点となっています。再生品の利用について進んでいるというのは2点、低公害車の導入が2点という形で、全体で6点の配分がされています。これが大阪府で実際に行われている入札ですが、社会的価値の評価を入札の項目の中に入れていくことが、すでに始まっています。

総合評価型の入札を導入したとしても、これまで国交省、あるいは総務省は「性能・機能・技術力」を重視してましたので、自治体としては福祉のような社会的価値を、入札の中に取り込むことが、難しかったという側面がありました。そこで私達は社会的価値を入れることを推進してきました。

## ■価格入札から政策入札へ

社会的価値を取り込むことこそが重要であ

るし、この社会的価値を取り入れた入札というのを政策入札と呼んでいます。「価格入札から政策入札へ」と一種のスローガンとして、運動を取り組んできたわけであります。

政策入札というと政策自体を入札するように、受け取られることもあるのですが、ここでは政策によって追求される価値、これが社会的価値なわけですが、政策によって追求される価値を入札に取り込むということで、政策入札といっているわけであります。これを私の著書の中では4つほど取り組んでおります。

第1に、大阪府の事例にもありましたように、環境配慮という価値であり、環境に配慮する企業を優遇しようではないかということでもあります。その根拠になる法律は、「グリーン購入法」でありまして、環境配慮商品は高くても買ってください、ということを法で規定しているわけです。性能・機能・技術力以外の要素として、環境を入れることは法律によって認められているという位置づけができますので、比較的環境配慮を入札に入れるのは、難しくはなかったと言えます。ただ、どういうふうにして企業の環境配慮を評価するかというのは、難しい面もあります。ISOとかエコアクションとか、あるいはもっと小さなレベルで行われているものもあります。また、そうした環境配慮計画が実態としてどこまで実質化しているかということも考えなくてはいけないと思います。

2番目は福祉ですが、福祉の場合も、障害者の法定雇用率が法律で決められていますので、これもある意味で法律が許容していると言えます。障害者の法定雇用率は、300人以上の大企業を対象としているものでありますので、それよりも従業員が少ない場合には、免除されているものであります。100人の企業だと1.8人以上ということですから、それができていなければ納付金を取ることになってい

るのですが、そういうことをどう入札の中に組み込むかということが、問題になります。

第3に、男女共同参画ですが、先進的に取り組んだのは福岡県の福岡町です。現在は合併して名称が異なっています。その後、内閣府などにも男女共同参画を推進する部局ができて、取り組みは進められています。しかしながら、具体的な指標となるとなかなか難しく、役所の男女共同参画の推進などでも、審議会の委員の数の女性を増やすとか、いい取り組みができていないのが現状かなと思います。

4番目は、公正労働ということでありまして、競争が進むと落札価額が低下します。事業者の側はどこからコストを下げるかということ、人件費を下げていくというのが一般的なやり方です。その結果、多くの競争は人件費を最低賃金で計算する、それでも勝てないという状況です。

最初の井下田理事長の話にもありましたが、ディーセント・ワーク、ディーセント・ウェイジが重要となります。自治体、政府の契約なのに、人件費を最低賃金で計算するようなことは好ましくありません。最低賃金というのは、当初は中卒初任給でしたが、現在は高卒初任給が基準になるのかなと思いますが、実態は低いことに変わりありません。

## ■公契約条例の制定

そこで千葉県野田市で制定されたのが、市役所職員の高卒初任給に相当する金額を支払うという公契約条例であります。神奈川県川崎市の場合は、生活保護基準から考えた公契約上の最低労賃を定めるという方法で取り入れました。これまでは生活保護基準の方が高かったというわけであります。

ということは逆に言うと、生活保護をもらった方が働かなくて生活ができるじゃない



かというある意味での、モラル・ハザード（倫理の欠如）をもたらします。少なくともその生活保護水準よりも高い労賃を設定したいというのが、川崎市の方式です。ただ最低賃金の基準をどこに求めるかは、企業の論理も考慮すると、なかなか難しい問題で、最低賃金の審議会で決めているわけですが、民主党のマニフェストは、千円と打ち出されていました。そのことから考えると、やはり低すぎる言えるだろうと思います。

最後の部分の説明に移ります。談合社会を変えていくために、この政策入札を導入する必要があるということでもあります。その手順としては、最初に基本条例を制定し、政策領域ごとに、検討作業を行った上で、落札者決定ルールを作るという手順を、本の中では紹介しております。

現在では基本条例がなくても進められます。本来であれば、自治基本条例の中に、入札の判断基準として社会的価値を入れることを宣言をして欲しいと考えているわけですが、社会的には法律もできて、価格以外の基準を導入することが容認をされてきていますから、この手続きを踏まなくても、落札者決定ルールを作ることができると思います。

ただ問題は、政策領域ごとの検討が難しいことでもあります。現在のような状況の中で、どういう価値を重視するかですが、それを考える上でも、市民とのパートナーシップによる公共サービスといわれるように、市民も公共サービスを担う時代が来ていることを考慮する必要があります。公共サービスとは、行政サービスよりも広い公共的だと思うサービスのことですが、市民が公共サービスを担う時代になってきていることを前提にする必要があります。

そういう意味では、行政自体の改革が必要だし、行政の抱え込み体質を改善する必要がありますが、現在では財源的制約によって、

民間に委託せざるを得ない状況も生まれてきています。また、分権社会を目指し、各レベルの政府が、責任を分担するそういう責任社会を作っていく必要があります。

政策入札は、すぐに効く競争政策のような即効薬ではなくて、むしろ体質改善を図る漢方薬のようなものだ、と考えています。談合社会というのは、最初のところで申し上げたとおり、共生とは似て非なるものであります。

それからもう1つここで述べておきたい考え方ですが、地域の賃金水準を維持するという考え方が重要です。これはILO94号条約がそういう考え方を持っているわけでありませぬ。一般競争入札によって契約額がどんどん下がっていくわけですが、しかしながら地域の賃金水準を下げてはいけないという考え方でありませぬ。公共サービス労働者の給与と民間委託の関係は、アウトソーシングによってどんどん引き下げられてきたと言えます直営サービスが民間委託になると、賃金水準が引き下がります。民間給与も、それに引きずられて民間委託によって下げられてきました。例えば学校給食の調理業務の賃金がどんどん下がっていくと、民間の同様な業務の賃金水準も引き下げてしまうことが危惧されるわけでありませぬ。

現に格差社会という概念は、民間委託によって引き下げられた水準にさまざまな類似の業務の賃金が下がってってしまうという状況だと思ひます。あくまで民間給与水準に合わせた、民間委託給与水準をしっかりと明確にして、それを維持するようにしなければいけないと思ひます。

地域の賃金水準を維持する、という考え方は、先程申し上げた通り、ILO94号条約の考え方ですが、WTO（世界貿易機関）などにもそうした考え方は入っています。残念ながら日本の国レベルではまだ実現をしていますが、自治体レベルでは野田市や川崎市に

よって公契約条例という形で実現しました。

まだ2例しかありませんが、少しずつこういう考え方は普及をしてきたということは、望ましいことだと思います。

それからこれが最後の論点ですが、適正な価格とは何かという問題です。これはなかなか難しい話ですが、発注者として適正な予定価格をしっかりと出す必要があるということです。予定価格をいい加減にしておく、応札する企業もいい加減にやらざるを得ないということになります。むしろ、この予定価格の中に、しっかりと地域の適正水準を引き下げない、という政策を取り入れておかないといけないと私は思います。その前にすべきことは、地域の賃金水準を引き下げない、という必要性を認識する人がまず必要です。安ければいいだろうという考え方では、この考え方と矛盾をすることになります。

ちょっと最後は早口になってしまいました。これで私からの説明は終わりにさせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

## パネルディスカッション

### (司会)

それでは定刻になりましたので、ここからシンポジウムを開会いたします。まず出席者の方をご紹介します。司会といたしまして、当研究センターの副理事長でもあります、法政大学法学部教授の宮崎先生。

パネラーといたしまして、この施設のある市川市の副市長であります、遠峰正徳様。

全建総連千葉県連合会執行委員長の鈴木紘様。

そして、当センターの理事で、千葉県議会議員の藤代政夫様。

助言者といたしまして、先程お話をいただ

きました武藤先生にも加わっていただきます。

この後は宮崎先生の方に、司会をバトンタッチいたします。宮崎先生、よろしくお願いいたします。

### (宮崎)

それでは、パネルディスカッションを始めたいと思います。当研究センター講演会で基調講演をしていただいた先生に、そのまま残っていただくということで、武藤様よろしくお願いいたします。



このテーマにつきまして、実は今思い起こしてみると、1999年地方自治法施行令改正と、総合評価方式の導入が可能になったと、先程の資料の中にもございました。その改正があつてちょっとした段階で、入札について考えてみようではないかという研究会を起しました。私と武藤先生、それ以外でも、何人かの方とこの問題につきまして、議論をした記憶がございます。もう10年以上になるのです。

当時入札というのは、安いものを相手方が自分で札を入れてくれるのだから、その金額でもって契約を結ぶのであるから、問題は何かもない。この値段でできますと入札するのだからということで、入札さえ談合がなければ、正しく入札が行われれば、それが一番いいに決まっているじゃないかと。

そこに政策的な考えを入れるなんていうのは、邪道である。そんなことはあり得ないのだということを、私ども研究の中間をまとめるような段階で、政党も含めてですが、複数の政党に行きましたが、いろいろなところに行ってお話をすると、異口同音というのでしょうか、皆さんがそういうふうにおっ

しゃって、入札と政策は別だと言われました。

でも、当時私もよくいった話ですが、実際市役所あるいは町役場から、何か商品、物を調達しようという時に、地元企業優先をやるのです。地元のお店から買うようにしましょうとしますし、ランクに分けてクラス毎に入札の資格を選ぶ時に、地元企業に関しては、例外的に上下の幅を1ランク広げましょうとか、そういうことはやるわけです。

ここはそこに政策が入っているのです。地元企業を最初から優遇しましょう、あるいは競争に参加させましょうということですね。だとすると、最初から政策と入札とは別ですよというのは、そもそも出発点からしてまじじゃないかということ、議論した記憶がございます。

今日はそれぞれにお詳しい方、いろいろなご意見をお持ちの方がお集まりいただきました。あとは今の入札制度そのものを、どういうふうにご覧になっているのか、どういう問題点があるのか、といった問題提起を含めて、お考えをお話しさせていただきたいと思っております。

なお、パネラーの皆さんにつきましては、私は今日、〇〇さんという感じで名前を呼ばさせていただきますので、お許しいただきたいと思っております。それではまず地元市川市の副市長であります遠峰さん、よろしく願いいたします。

#### (遠峰)

最初のご指名でございます。皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました、市川市の副市長をやっております遠峰と申します。私は現在副市長を3年目



になるところで、その前は市の職員でありました。契約課長ですとか、財政部長ですとか、そういうものを経験してきたものですから、今回こちらの方に呼ばれたのかなと思っているところでございます。

入札の現状と、改革すべき課題ということで、お話をさせていただきたいと思っております。市川市におきましては、市川市建設工事等請負業者資格審査会という、内部的な委員会がございます。そちらの方で工事ですとか委託経営、そういうものを請け負う業者の資格等を審査している制度がございます。

そういう制度の中で、市川市の契約行為が行われているところでございます。現状をちょっとお話しさせていただきますと、市川市におきましても、今はほとんどないといわれておりますが、指名競争入札、こういうものが以前は行われておりました。

そのような指名競争入札という制度につきましては、行政側が一方的に、特定の業者を指名するということから、先程講演の中にもありましたように、談合の温床になるとか、いろいろなことを言われております。最終的にこれらのことは、基本的には行わないようにしようということになりました。

その次の段階が、公募型指名競争入札というのです。今度は一定の工事なりを発注する時、こういうことをやりますが業者の方はやりませんか、公募をするわけです。そこで手を挙げていただいた業者に対して、実際にできるかどうか、その前にその資格を確認しまして、その人達を指名するという方法をとっております。

その後、平成18年の時点で、1千万円以上の工事契約については、一般競争入札を実施するという方法に、変わってきたということになります。この時に、先程お話もありました総合評価方式というものも、導入をさせていただきました。現在3千万円以上の工事に



については、すべて総合評価、一般競争入札という方式でやっているところがございます。

総合評価方式の入札の概要を、若干申し上げます。先程の講演の時も、いろいろお話がありましたが、要は価格だけでの競争ではなくて、工事中の事故とか、手抜き工事等が発生しない信頼に足る業務、また、下請け業者ですとか、労働者への皺寄せ等によって、公共工事の品質低下ですとか、労働条件の悪化というようなことがありましたことから、先程の説明もありましたように、品質確保法という法律が制定されました。

そのようなことから、私どもの方も、総合評価方式を適用するようになったところです。普通の競争入札というのは、価格だけで行いますので、この場合の総合評価方式というのは、入札価格と価格以外の要素です。

具体的に申しますと、技術的な提案ですとか、企業の施工能力ですとか、工事に配置される技術者の能力。更には、過去における市内の工事の成績、市内での緊急時の施工体制ですとか、市内での災害時協力活動、市内のボランティア活動の実績、そういうものまで評価をいたしまして、落札者を決定します。

要は価格だけではなくて、価格以外の要素も、主に半々になるのですが、取り入れて評価をして、最終的に落札業者を決定するという方法を、とっているところがございます。

件数といたしまして、平成22年度の実績がございますので、若干申し上げます。建設工事の契約状況でみて、件数の全体に対する比率でいきますと、価格のみの一般競争入札というのは、約69%です。

それから、総合評価競争入札、これは一定の価格以上になりますので、11.9%。指名競争入札というのは0.5%で、随意契約、これは法に定められた小額のものだけでございますが、数は多いので、18.6%となっております。

基本的に設計価格3千万円を超える案件と

いうのは、低入札調査価格制度というのを採用いたしまして、3千万以下のものについては、最低制限価格制度というのを導入して、実施しているところがございます。業務委託の方につきましては、原則50万円以上につきましては、すべて競争入札をするという形で行っているところがございます。

今現在市川市で行っております、契約関係に係る課題と申しますか、工事関係の契約事項につきましては、法律によりまして130万円以下の随意契約については、予算執行課が実施しているところがございます。

それ以外につきましては、管財部の中に契約課というのを作りまして、執行事務から入札事務、すべての事務を行っているところがございますが、やはりそれぞれ予算執行課がやるものと、契約課がやるものというのは、バランスがとれていない、いわゆる統一処理がなされていない部分、なかなか統一できない部分もあります。

徐々に範囲は広げているのですが、契約課というところは、建物の総合管理ですとか、建物の清掃ですとか、機械整備業務など、長期継続契約に行われるものについては、契約課で一括処理ができるような体制をとってまいりました。

この業務委託につきましては、まだまだ個々の予算執行課に、契約入札事務を行わせていますので、これを統一した事務処理が行われるように、今後入札事務手続きを改革していかなければ、いけないのかなと思っているところがございます。私の方からは以上でございます。

(宮崎)

どうもありがとうございました。今、市川市の入札に係る実態を教えてくださいました。いろいろ制度も変化しているようですが、一通り皆さんのお話を伺ってから、議論してい

こうと思います。それでは全建総連の鈴木さん、よろしく願いいたします。

**(鈴木)**

今日はどうもご苦勞様でございます。先程武藤先生からもありましたが、この間入札制度に関しては、かなりの改革が行われていると聞いております。先程の講演の中にもありましたが、一般競争入札方式については、すべての都道府県、または政令都市では、これはもう導入済みということです。また市町村の中でも、67%以上のものが導入済みと聞いております。



総合評価方式についても、すべての政令指定都市で導入、町村においても61.7%。低入札制の最低価格調査についても、すべての都道府県、政令指定都市で導入済み、市町村においては、84.3%が導入済みとなっております。

しかし、こういいながらまだまだ低賃金が、公共事業の中では行われるということで、問題提起としては、公共工事の設計労務単価の、積算単価の問題が、大きく影響しているのではないかと思います。

労務調査費の結果をもとに設定する、公共事業の設計労務単価というのは、ダンピング受注によりまして、かなり低い賃金で単価が引き下げられて、それが労務調査において設計労務単価を引き下げていると。この間約13年間で51業種を調べて、平均では16,342円ということで、先程も市川の副市長さんからもありましたが、低賃金の中では、まだまだこの歯止めにかかっていないという自治体があるようであります。

そういう中でこのまま行きますと、建設関係の従事者も、年々減ってくるということで、

何としても歯止めをかけるということで、後発発言をさせていただきますが、ここは押さえていかないといけないのかなと思います。

公正な競争状況を確保するためには、競争の土台があることを、しっかり押さえていかなきゃいけない。公共工事を発注するにあたって、親元の賃金を確保することであるということです。これからこの問題等について、また発言をさせていただきますが、私の方からは以上でございます。

**(宮崎)**

どうもありがとうございました。いろいろな制度自体を、背景なども実態としてダンピング受注などもあって、賃金労務単価など、そういった賃金が低くなる状況かなということになっていると思います。また、詳しいことについてはお願いするとして、藤代さん。藤代さんは当センターの理事でありますが、よろしく願いいたします。

**(藤代)**

こんにちは。どうもご苦勞様でございます。入札制度の現状と、問題点とありますが、県議会議員になったばかりで、県庁の中はあまりよく十分につかみ切れていません。それでも県議になったら、県庁の状況はどうなのかなと調べましたら、一般的な形ですと、建設土木ですと一般競争入札が5.5%、指名競争入札61.3%、随意契約が33.3%と、なんとなく旧態依然たる状況かなと思います。



これに対して総合評価方式というのは、5千万以上という形で、一般競争入札も5千万以上ですが、平成19年から始めていま

す。この総合評価方式が、先程武藤先生のお話しでもありましたように、いわゆる品確法、品質確保法の、いってみればその技術力はどのなのだろうか、ちゃんとしたものができるのだろうか、そういう項目がほとんど、4つほどの総合評価方式というのを作っています。

特別簡易型、これが5千万円から1億円の契約のもの、1億円以上が簡易型、それ以上の標準型と、高度技術提案型という形で、4種類の総合力をしているのですが、いわゆる地域貢献等々という技術力、企業力以外のそういった項目を設定しているのは、この特別簡易型だけでございます。あとは技術力と価格という形で、総合評価をすることが、国の品確法にもとづいてやるという、いってみれば上から通達があったので、やっているのかなというレベルであります。

地域貢献度におきましても、特別簡易型の31点の点数のうち、ボランティアをしているのか、あるいは障害者を雇用しているのか、女性の雇用をアップさせているか等々、ということを含んでも2点でございます。31点のうち2点しか、地域貢献度は点数に入っていない。先程来からずっと政策入札という形で、言われ始めておりますが、全くその点は考慮をしていないという状況で、入札が行われております。

業務委託の方は、昨年清掃等々の新都市ビルというビルが、県庁のそばにあるのですが、このビルの業務委託において、労働賃金が低賃金であったとか、あるいは正規の方が講習を受けていないとか、そういった諸々のことが明らかになりました。明らかになるとちゃんとやるようにしまして、この仕様書をちゃんと付けさせる、これは本年度から始まっております。

その中に、これから問題になるいろいろな話ですが、従業員の名前・年齢・賃金、資格をちゃんと取っているのか、警備要員の研修

が終わっているのか等々のものを、事前に受託した業者が、これから仕事をする前に、ちゃんと書類を出すという形で、業務委託の方は始まっております。

そして平成23年度からの、19年からですが、低入札価格調査制度という形で、1千万円以上の業務委託については、低入札価格制度、百万円から1千万円間の最低制限価格という形で、これは両方とも基準価格が70%前後ですが、価格での下支えみたいのを、形として入っているというのが、今の県庁の状況です。

そのような状況の中で、今も決算認定が行われていますが、いわゆる上水道の粉末活性炭、これを毎年入札で入れるのですが、昨年は何で高いのかとなりますと、キロ当たり173円で落札した業者が、不良品を使っていたということで、途中で契約を止めざるを得ない。随意契約をせざるを得ないので、今度は随意契約をしたら、298円になってしまったということで、昨年は逆に1億円ほど価格が上がっています。

そういう形で、いわゆる品確法の精神を取り入れているのですが、まさにその業務委託で、土地の購入等々の部分においても、これがちゃんと行われていないという実態があります。こういう問題は、ちゃんと解決しなくちゃいけないと思います。

千葉県下の約20数か所の市町村に、「今問題は何ですか」と、お尋ねいたしましたら、先程来もありますが、安くなっている、ダンピングにどう対応するのかなど。それと、一般競争入札をどう拡大していくのかということ、現在でも一生懸命考えております。

そして、地元業者との一般競争入札とのバランスアップ等々ということで、もう1つ特徴的に、この間一般競争入札で、価格が下がり過ぎたということで、最低制限価格を上げた結果、船橋市で行っていたのですが、土木



道路のほとんどが、最低制限価格で応札してくるということなので、最後はくじ引きになっていく。

私が住んでいる鎌ヶ谷市でも、去年は消防自動車が入札、応札した方が、全部同じ金額、最後はくじ引き、こういう問題が今各地で起こっています。そういったいろいろな問題を今はらみながらいます。

とはいえ、先程来からの話にある、現場における価格だけでなく、ワーキングプアという状況をどうするのか、労働環境をどうするのか、品確法をどうするのかという問題が、談合の問題もまだ終わっていないということです。総合的にこれをどうチェックしていくのかというのが、大きな課題としてあると思っています。

#### (宮崎)

どうもありがとうございました。今の話しでは県の場合、国の方での要請、品確法に基づいて、そこにあげられている項目を、そのまま移しているのがほとんどであって、相手その地域の貢献度というものを見る場合であっても、貢献されていてもわずか、31ポイントのうちの2ポイントしか、もらえていないのだというお話です。あるいは、業務委託の場合のお話についての報告もございました。

武藤さんのお話をいただく前に、今私が、お三方の報告を聞いていて感じたことですが、私自身もつついとお話を始めると、早口になってしまうのですが、お三方ともかなりの勢いで、一気にワーツとお話しになられましたので、聞いていて皆さんの方も辛いものがあったかなど。メモをとりながら、そういう印象を持ちました。お三方に改めて、ポイントをお伺いしたいところがあります。

まず遠峰さんと藤代さん、お二方に共通したところで、お伺いしたいところがあります。低価格の入札の場合の調査、それから最低制

限価格。低価格の先程の入札の仕組みのところのご説明を、武藤先生の方から、丁寧にございましたので、お分かりいただけと思いますが、役所の方は、一応入札の予定の価格を教えてあるよということです。

が、実際に落札してみると、一円入札が一番典型的ですが、極端に低い価格で、札を入れてくる業者があります。そうなった時に、どうしてこんなことになっているのだということで、調査をされるのではないかと思うのです。

もう1つは、あまり低過ぎると、品質の確保がそれこそできないだろうということで、これ以上安いのはだめですよという、最低制限のところのラインを設ける、この二通りの確保法についての仕組みがあるわけですが、要はそれぞれのメリット・デメリットですとかある。実際予定価格の額によって決められたようですが、その辺りについて、追加してご説明していただけないでしょうか。まず遠峰さん。

#### (遠峰)

私の方から、市川市の現状について、お話をさせていただきます。最低制限価格というもの、低入札調査基準価格、この2種類の制度がございます。まず3千万円を超えるものにつきましては、低入札調査価格制度、それと最低制限価格制度の両方を導入しています。

それから、3千万円以下の場合には、最低制限価格制度を導入しています。この額につきましては、予定価格の一番低い率としては70%から、一番高い率は、90%の範囲ということです。この区分を計算する時に、人件費は100%を計算しております。そういう中で率として出てくるのが、70から90、予定価格の範囲で設定をするという形になっております。

低価格入札になった場合に、調査価格制度

に適用されるものについて、制限価格制度については、それ以下ではもうだめということですので、調査価格制度に適用されたものについては、当然のことながら、その入札を入れた価格につきまして、市川市の場合は、入札する時に明細を全部出させております。

既に個々の工事の内容別に、見積もりが全部出ておりますので、市の積算と一項目ずつ全部比較しまして、特に額の離れている部分、実際にきちっとできるかどうかということを確認するために、中には下請けの方から、業者が見積もりをとっている、そしたらその見積もりを出させるとか。

それから地域の部分で、ちょっと離れているようなものがあれば、実際にどういう計算でそれが出されているのか、人数はちゃんと適切に配置されるのかどうか、そういうものを調査いたしまして、工事が着工できるかどうかを、確認せよということ。現実には年間何百件も工事をやりますが、最低制限価格制度を下回った工事につきましては、この内容では、年間で371件のうち4件でございました。

ただ、それはすぐに失格になってしまいますので、低入札に関わるものについては、7件あったわけでございます。これは22年度の決算でございますが、7件につきましては、調査の結果、業務が執行できる、工事が執行できるということで、契約を締結しているという状況でございます。以上でございます。

#### (宮崎)

併せて教えていただきたいのですが、その場合、予定価格の公表についてはいかがでしょうか。

#### (遠峰)

一時期、最低制限価格ですとか、予定価格というものを、全部公表していたのです。そ

うしますと、概ね率が分かりますので、大体一番下の方に張り付いてしまうということもございまして、今現在は一切公表しておりません。予定価格については、事後公表はしています。

#### (宮崎)

どうもありがとうございました。では、藤代さんお願いします。

#### (藤代)

県の事業の場合は、建設土木等の場合には、最低制限価格が5千万円未満、低入札価格調査は5千万円以上という形でやっております。この件数はどのくらいかというのは調べてないのですが、今回も9月の補正予算の中で、67%くらいの価格で入れてしまったという、勝浦の方の警察署の建て替えですが、その2社1番、2番の価格の方がアウトで、3番目の方が落札したという形をとっております。

予定価格は、県の場合は土木等については、1億円以上は事後報告、1億円未満は事前の公開ということになっているそうです。業務委託の場合は、すべて予定額は公表せず、事後ということ。低入札価格調査の場合は1千万円以上、百万から1千万の間が最低制限価格を使って判断するという実態です。

#### (宮崎)

ありがとうございました。今のお話の中でも、予定価格については、あるものについては市川市の場合、以前は公表していたのだが、そうすると下に張り付いてしまうということがあるので、うまく入らないというお話がありました。

そこでそれも踏まえて、併せて鈴木さんの方にお伺いしたいのですが、先程のお話の中で、積算単価は問題が大きいということと、

ダンピングの受注でもって、どんどん労賃が下がってってしまうのだという話がありました。その辺りのメカニズムといますか、仕組みといますか、もう1回ゆっくり説明していただけますか。

**(鈴木)**

今、公共事業の入札に、設計労務単価というのは、国交省が1年に1度実態調査をします。したがって、現場へ出て実態調査をして、その実態調査にもとづいて、来年度の、設計労務単価というものを決めるわけです。入札をした場合においては、野田市は設計労務単価の80%、川崎市は90%ということで、それ以下は公契約が導入されていないところは、どんどん下がっているわけですね。

例えば大工さんの賃金が、型枠大工さんの賃金が、2万円の設計労務単価だったのが、実際現場で働いている人がどのくらいの調査かという、1万5千円だがどんどん下がっていきます。そうするとその人の設計労務価格を国交省は拾いますから、結局バンと下がってしまう関係で、年々下がり続けたということで、今1万6千円くらいが平均賃金です。

ですからここに歯止めをかけないと、価格はだんだん下がりつつある。したがって、下がっていきますと、入札価格も年々下がってってしまうということで、それが今までの入札の中で、一番弱い、働いている人の賃金に皺寄せがきてしまう。メカニズムを何とか改革をしていくということで、私達も国交省の方には、今の地域実態調査ではだめなのじゃないかということ、要求しているわけでありませう。

**(宮崎)**

今のお話ですと、基準の単価は決まっていると。しかし、その次のところが、実数を調

査して、それに基づいて次の基準の単価が決まると。しかし、実際には基準の単価は決まっているが、実数との間に格差がものすごく大きいので、どうしてもその実数の単価に引きずられて、次の基準価格も下がったようです。その下がっていく循環でどんどん下がってしまう、そういう理解でよろしいですか。

**(鈴木)**

そうですね。

**(宮崎)**

そういうところにも問題があるのだというお話でした。今お三方のお話を聞いていて、武藤さんいかがでしょうか。コメントをお願いしたいと思います。

**(武藤)**

実態はなかなか難しいなというのを感じましたが、その中でも、予定価格が下がっていくメカニズムについてなのですが、予定価格を適正価格として計算するのは難しいけれども、それをちゃんと出さないといけないということを講演の最後に申し上げました。

予定価格を最終的に判断する時に、これまでの経験、類似の入札をした落札価格を参考基準として考えていくのですが、全体として下がる傾向にありますから、平均値はどんどん下がっていく。それを基準に予定価格を最終的に確定するものですから、下がる一方なわけですね。

そこを止めるにはどうするかというと、予定価格を考える基準の設計労務単価の、二省単価とかいっていますが、2つの省が出しているものがあります。さらにこれの9割とか8割とかそういう数字を出すのです。だからそこは、8掛けにしなくてもいいのではないかと思うのです。

それから、周りの参考にすべき落札価格は、



あくまで参考ですから、そこに引きずられないような考え方、そういう考え方をしっかりと作っていけば、私は引き下げなくても大丈夫なような形がとれるのではと思うのですが、そういう新しいことをやると、なぜ違うのだということをいろいろと証明していかななくてはいけなくて、その証明業務が大変なのだろうと思います。

だから、これまでのやり方を維持している。そうすると、坂を落ち始めたボールですから、なかなか止まらない。少し根本的な問題として、落ちていくボールを止める方法を、考えていただければと思います。

#### (宮崎)

どうもありがとうございました。まさにそうですね。落ちていくボールを、いかに入れるかという難しい問題と思うのですね。かつては右肩上がりの時に、物価は年々上がっていて、どんどん上昇していくわけで、右肩上がりの状況に合わせたシステムであったわけです。それが右肩が下がっていく時代の、まさに1つの側面を表しているだろうと思うのですが、右肩が下がっていく時に、ボールが転がり出していくことだと思いました。

それで改めてふと思い出したのは、そもそも自治体に、総合評価の入札方式が認められるきっかけとなった、あるいは最初の時に例示されていたのは何かというと、コンピューターのハードディスクです。パソコンやコンピューターは年々値が下がっていくわけです。性能は上がってくるのだが、値は下がっていく、そういうものはコンピューターが出てくるまではなかったのですね。

右肩上がりという、必ず値は上がっていくという方向だったのですが、値が下がっていくものに対して、どういうふうに入札を考えたらいいのか、勝負できるのだろうかという時に、確か最初の事例はハードディスクです

がね。価格と合わせてハードディスクの容量、どれくらいの記録容量があるのか、それを総合評価するというのが、1つの事例になっていたと思うのですね。確かそうだったと思います。

そこで改めて次は総合評価の、あるいは、公契約条例の話に進めていきたいと思っております。先程来何度かお話が出てまいりましたが、千葉県野田市が全国に先駆けて、公契約条例を作ったのです。ご覧になっていただいているでしょうか。私どもの機関誌であります『自治研ちば』、野田市の市長さんとのインタビュー記事が、前々号には掲載されております。

それをお読みいただくとお分かりいただけるのですが、野田市においては、市長さんの意見ですから、多少は割り引かないといけないところがあるかも知れませんが、大きな混乱はなく、議会においても確か全会一致です。どういう制度ができたのかというお話のインタビュー記事が載っております。公契約条例について、お三方のご意見をお伺いしていきたいと思っております。

#### (遠峰)

公契約条例に関する内容でございますが、公契約条例というものにつきましては、公共団体が発注いたします公共工事ですとか、業務委託の受注者に対しまして、その業務に従事する労働者の賃金ですとか、労働条件などを一定水準以上に確保させるために、制定するというようなものが、今の野田市さん等が作っている条例でございます。

これらの賃金ですとか、労働条件というものにつきましては、基本的には最低賃金法ですとか、労働基準法とか、そういう法律が既にございますので、本来国が定めるものという意識はしているところです。

本市におきましても、平成17年の時点で、

議会の方から議員発議という形で、公共工事における、賃金確保法設定に関する意見書の提出についての提案が提出されました。その間内容につきましては、建設業における元請けと下請けという重層関係の中で、建設労働者の賃金体系は、今なお確立されていない。

現在国は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、その成立において建設労働者の賃金、労働条件の確保が、適切に行われるよう努めることという附帯決議が出されている。諸外国での公契約に関する賃金確保の法律、いわゆる公契約法が制定されている。

こういうことから、政府は建設労働者の適切な労働条件と、公共工事の品質を確保するために、まず第1点としまして、公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公契約法の制定を進めること。

第2点として、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の、具体的事項の実行ある施策を行うことの見解を議決して、総理大臣ですとか、厚生労働大臣ですとか、国土交通大臣、衆議院議長へ意見書を、議会の方から提出をしたところでございます。

このように、私どもの議会におきましても、この公契約条例につきましては、問題になっております。基本的には、労働者の労働条件の向上のための規制につきましては、先程冒頭で申しましたように、法律という国が定めていくべきもの、と考えているところでございます。

ただ、このような状況の中で、なかなか国の方がこういう法律を定めていかないという中において、では市町村は、独自にどういうところまでできるのか。仮にこの公契約条例を制定した場合に、その条例どおりに実施されていないということが確認できた。それによって、条例にもとづいて、何らかの建設なり、委託なりの業者を処罰するとなった場合、

一方で、建設業者なり、委託業者なりは、法律にもとづいて、何の法律を犯していない。

そういうことで、仮に争いになった場合に、地方公共団体は、そこできちっと勝てるのかどうか、そこまできちっと確認をしていかないと、今のところ市川市では、そこまできちっと踏み込んでいないという状況の中で、現在検討をしているところでございます。以上です。

#### (宮崎)

どうもありがとうございました。違反があった場合というのは、かなり難しい問題で、法律違反をしてないという相手に対して、これを勝てるのかどうかという問題提起がございました。

そればかりじゃなくて、私が知っている問題でいえば、今工事の話になっていましたが、福祉の領域だとかでやろうとすると、事業者数がもともと少ないのだと。違反事業者が出た場合は、そこにペナルティーを科しちゃうと他がないのだと。で、みんな困ってしまうという話も聞いておりました、なかなか実効性を確保するのは、厳しいということになるのかなという印象を受けております。それでは鈴木さん、お願いいたします。

#### (鈴木)

全建総連は、この公契約問題については、もう20年前から各地方自治体で、要請を続けております。かつて千葉県議会においても、条例が採択されたということで、県議会の方にも要請をしましたが、あれはちょっと違ったということで、正式には、公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保に関する意見書ということで、平成16年6月21日で、千葉県県議会で当時の民主党議員さんが、原案者で採択されました。

これはいい機会だと思いましたので、自民

党の政調会長のところに要請にいきましたら、それは知事側がまだ考えていないので、今のところは様子を見たいということでした。その後行っていませんが、私どもは機会のある毎に、県の要請を、毎年1回やっていますので、県の方でもお願いしています。

県の方の立場としては、先程市川の副市長さんが言われたように、民民による契約に、我々はタッチできない。したがって、これは国がやるべきものであって、県としては今のところ考えていない。私はよく、県にも国会議員の先生方にも言うのです。

このまま行きますと、建設労働者の賃金が、最低賃金まで下がったら、やる人がいなくなっちゃいますよと。職人さんの賃金が、今こんな単価でいいのですかと。このような最低賃金というのが誰にでも払う、誰でもこれ以下で使っていけないということですから、そういう建設労働者に対しての賃金ですから、きちっとした法律にもとづいて払わないといけませんよと。

この間も県に行った時に言いました。現在建設労働者、全国で大工さんですが、統計が出ました。12万6千、これは型枠大工さんも

入っています。その中の19歳から39歳までの大工さんが、型枠大工さんと、いろいろなプラグを作っている職人さんもそうなのですが、2万6千人しかいない。

ですから、あと20年経つと、職人さんがもういなくなってしまう。このままですと、今の低単価でいきますと、新たに職人さんになる人がいないということで、国にとっても技能労働者がいないということで、何とかここは手を打ってもらいたいということで、そのためにこの公契約というのが、必要ですと口説いております。

当時野田の市長さんにもお願いをしまして、野田市長さんも真剣になって、実は全国の市長会議にも、この公契約の問題を取り上げていただきました。後に野田市長さんには、公契約条例を作っていたいただいたわけですが、一番最後に野田市長さんが悩んだのは、設計労務単価をどこにもっていくか。この持ち方によっては、つぶれてしまう。

そこで全建総連に意見を聞きたいので、町場の例として教えてくれということで、話しに行きました。私どもとしては、100%というふうに主張しましたが、それでは議会が通





らないということで、いろいろな話をしたところ、市長さんが後に議会に提案したのが、設計労務単価80%ということで通りましたが、なかなか公契約というのは、難しいと思います。全建総連は今まで地方議会、千葉県内でもやってまいりました。

意見採択はかなり進んでいるのですが、まだまだ条例までいくというと、大変であります。川崎市は昨年ですか成立しました。今相模原市がやっております。ここには私達の仲間も、委員として加わっておりますので、多分この12月の議会には出される。それと札幌市が今、この問題に取り組んでいますので、かなりこの運動が進んでくるのではないかと思います、まだまだ地方自治体までいくと、少ない数でございます。

民主党の国会議員の先生方にも、公契約を何としても国で作ってくれということで、今お願いをしております。民主党の我々の建設議員懇談会の会長さん、衆院議員の赤松さんという方が、私達の全国大会が19日から22日に開催されましたが、この全国大会の会場の挨拶の中でも、早急に公契約問題を、進めていくという力強いご挨拶がありました。

国としても進んでいくかなということで、期待していますので、皆さんもご協力お願いします。

#### (宮崎)

ありがとうございました。ちょっと教えていただきたいのですが、今のお話の中で、全国で建設労働者の数が12万6千人、そのうち19歳から39歳までの方が、2万6千人しかいないと。このまま事実上の労賃がさっと落ちていくと、後継者が育たないのではないかと、新たな職人さんが生まれないのではないかと、というお話だったわけです。

一方では、公契約条例は、発注主が自治体に限られるわけです。つまり発注主、要する

に公共建築であれば、そういうことが言えると思うのですが、そうではない民間の民事のところ、何とかするのではないかと、という疑問は、当然出てくるのではと思うのですが、その辺りについてはいかがでしょうか。

#### (鈴木)

公共工事の賃金が上がれば、民間もそれに引き継いで、今までとしては上がっているという実態があるのです。公共が下がると、それに応じて民間も下げると、こういうふうです。上がらない。実際には民間はもっと今下がっていますが、お聞きしたのによると1万5千円くらいが、一日の労働賃金になっています。

国と県の公共については、もっと単価が上がっていかないと、これが上がらない、歯止めがかからないということでもありますので、どうしても公共の方をこれ以上上げないことが、我々の要望でございます。

#### (宮崎)

分かりました。即ちつまり、自治体の方で発注している工事というものが、民間同士の発注する工事の相場も、ある程度規定してしまうということですね。その勢いが非常に大きいので、自治体が発注するところで、しっかり押さえておかないと、民間の方もどっちが先かな、どっちが引っ張るのか分かりませんが、下に引きずってってしまう。

先程の話でいえば、転がりかけたボールがどんどん転がってってしまう、そういうお話ですね。それでは藤代さん、お願いします。

#### (藤代)

公契約条例というのを、私も野田市が作った時に、初めて名前を聞いて、一生懸命勉強をしました。結局今の日本の経済状況というのは、「失われた20年」というように、いわ

ゆる新自由主義というのが、競争して勝ったものが正しいのだよという、そういう経済構造をずっとこの20年来やってきたことによって、民間においてもワーキングプアという、言ってみれば年収2百万円以下が1千万人以上で、今年の発表では非正規雇用が38.7%。このような状況を作っていく中で、これを一体全体どうするのだろうか。

それと、それでは公務員のいわゆる公の場所では、そういった世間の風から除けられているのかなと思ったら、公共の公務員の、これは自治労さんでも調査いたしました。その前に総務省も、嫌々何とかやりましたが、30%近い方々が非正規雇用である。そしてその非正規雇用の方は、時給800円前後です。どう見たってワーキングプアじゃないか。公の中に、既に官製ワーキングプアを作っている。

それだけかなと思ったら、契約をする一般競争入札等々という、これもまさに失われた20年の間の競争・競争と。下げれば一番いいのだと。あの新自由主義的な考え方が、すべて公務員のいわゆる公の公共サービスの中にも入ってきて、一般競争入札をやっているうちには、低価格での落札と。その結果は何だったのかな。

先程先生からのお話もありました、大阪市の地下鉄の清掃の方が時給760円、月9万円、生活保護を申請をしたら認められてしまったと。そういった契約をしている。これはやっぱりおかしいということで、野田の市長が何とかこれをストップさせようということで、作られたことを前文等々の、あるいは法律を出した時の趣旨説明を読ませていただきました、そういうことをございます。

その時に、まさに請負等々の官製ワーキングプアの状況を、何とかなくしていく。そのためには、野田では829円という形で、高卒の初任給の賃金を、そして建設労働者につい

ては、設計労務単価の80%という形で労働条件、建設労働者においては、何が何でもこれ以上下がるのを何とか抑えようと。

しかも末端の元請けだけではなく、下請け・孫請け・派遣、その最後の価格を、この価格で設定していこうという、まさにこの20年間で、公務を含めて官製ワーキングプア、そして民間のワーキングプアの状況を、公の立場からする契約の中で、何とかこれを止めていこうと、これが公契約の持っている一番重要な課題ではないのかなと。

根本市長も言っていますが、これは本来国がやらなくちゃいけない。だが国は、1949年のILO94号条約を批准しておりません。批准していない政府ですから、公契約法は作れるわけがない。なぜならその考えを認めていないのだ。その辺の整合性がない上に、なかなか民主党もこの公契約法を作ってこない。全建総連さんが一生懸命頑張ってくださいているのですが、なかなか法案の案まで来ていますが、国会の中には上程されていない。

その中で、地方自治体で野田・川崎に続いて、国分寺・相模原・多摩、そして先程の契約のところ、20数市を電話でお聞きしましたら、市川市さんとか我孫子市さん、松戸市さんは何とか研究しましょうと言っています。

でも他の市は、それは聞いたことはありますね、でも考えたことはございません、こういった答えがはっきりと戻ってきてしまう。中には、検討しているところですか、周りの市町村がやるのを見ましょう、1市くらいやっても、何てことはないでしょうと、いやにはっきり言うのです。

そういう形で、ある程度一生懸命頑張っている市町村も、あるわけをございます。新宿区などの場合にも、要綱という形で、この労務単価、あるいはいわゆる請負についても、給与をある程度きっちりと、自分の持っている区の条例に合わせていこうというのを、要

綱として作っている。にもかかわらず先程言いましたように、全く動かない自治体がある。

千葉県はどうかといいますと、いわゆる清掃ということ、あるいはビルの管理というところの請負の入札のところでは、一昨年その請け負っている業者が、とんでもない実態であったということで、部長が常任委員会の中では、全庁的に考えていきましょうと言いましたが、県は、言ってみればそれは国がやることなので、国と他県の動向を注視しましょう、それで終わりです。

なぜだめなのですかといいますと、繰り返して言うことは、民間の賃金は労働基準法と、労働者と使用者との民間の間で、自主的に決めるものだ、そこに介入することはいかなるものか。いろいろな課題があると言っているのですが、言っている課題は今言ったことと、地域での最低賃金との整合性があるじゃないか。これは1つずつ、もう既に野田の、あるいは尼崎等では反論され、論破されていることです。

労働基準法に従って云々というが、これは国の質問主意書の答弁書の中で、このようなものを作ってもいいですよと、はっきりと麻生政権の時に答弁しております。しかも罰則規定をやってもいいですよと、ここまで国は言っているわけです。

そしてまた、地域の最低賃金があるのに、それとそれぞれの公契約の中でそれを作って、おかしいじゃないかといいますと、公契約の賃金は、別に契約の相手方とであって、その地域全般に、その最低賃金をやれとっているわけじゃないのを、なぜかそのように曲解しておかしい、私はできないと。

もっと笑ってしまうのは、高い賃金をもらっている人が、その賃金をいったら安くなっちゃうじゃないかと。そんなことはなくて、最低、底なのだから、高いのは高いままにしていればいいのですが、なぜかそのよ

うな論にならないような理屈で、何となくこれは国の方で、それこそILOの94号条約を批准していないので、公契約法というものを、そういった立場を取り入れないことに準じて、県がいるのかなと。

しかし、ここで一番私が問題だと思うのは、先程も言いましたが、ワーキングプアの状況とか、いろいろな問題があり、いわゆる公は何なのかと。社会的な、かつ実現するという公が持っているものを、公契約によってどう実現していくか。

地域主権という言葉は、あまり好きではございませんが、地方自治という形でそれぞれの自治体が、これからも自分達が住んでいる町なり、県の人達の状況の中で、どうこのワーキングプアの状況を作らないでいくのか、そういったこれからの自治体の方向性をも示すものとして、公契約条例という形で、自治体のミッションをちゃんとしていかなきゃいけない。

自治という言葉だけでなく、自分達の町、自分達の県、その中で暮らす人達に対して、ちゃんとした適正な契約をもって、適正な労働環境と最低賃金という形で、生活できる賃金を設定している。これはいくらやっても、やり過ぎることはないと思います。この辺の自治に対する認識が、かなり各自治体の中で、欠如しているのじゃないかな。そういう考えを持って、私は公契約法を、更に進めなければいけないと思います。以上です。

#### (宮崎)

どうもありがとうございます。かなり理論的にも難しい法律問題も含めて、ご自身の調査の中から、お感じになられたこととお話しになられていますと。結構いろいろと詰めて議論しなきゃいけないところもあるかとも思ったのですが、それはそれといたしまして、今の三方のお話を聞いていかがでしょう



か、武藤さん、コメントをお願いします。

### (武藤)

まず国が定めるべきだというご意見といたしますか、副市長さんからございましたが、野田市の条例の前文には、それが書かれています。国でやるべきだ、しかし国が動かないのだから、私達がやるのだと、こういう発想があります。そういう気概が野田の根本市長にはあったと思います。

その後、野田では、どのように法制的な観点から、国と折衝をしたかということなのですが、これは藤代さんが今おっしゃられたように、かなり丹念にやっております、法制的な問題は、一応説明書を読めば、クリアされているということです。

例えば、最低賃金との関係でいいますと、最低賃金を決めているのではなくて、契約自由の原則の中で、契約の相手に対して支払う賃金を求めている、そしてそのお金を積算価格の中に入れて、相手に渡しているのですから、十分可能なのです。

そのことは違法でも何でもなくて、社会的に混乱するわけでもなくて、むしろ二省単価というのは実態価格ですから、実態に合わせた賃金水準を、契約に持ってきていると考えれば、法制的に何ら問題はないし、違法行為があった時でも、裁判になっても、それは対等な契約ですので、契約条項の問題であって、法律の問題ではないということになるわけです。

これは全建総連などでも、弁護士をされている古川景一さんが、川崎市にも関わって、作られている条例も含めて、法制的な論点をすべて出して精査していますので、私はあまり法律に強くないですが、その点は大丈夫です。ですから、市川市も頑張って公契約をやるのだという宣言をしていただき、市川市民として、私も応援したいと思います。

もう1つ、この公契約は、今のところ決めているのは、最低賃金だけです。大工さんというならば、大工さんの補佐の時間給を決めているだけです。大工さん自体は、ぜんぜんいじられていないです。みんな8掛けで来ちゃいますから、どんどん下がっていくわけです。落ちていく坂を、少なくとも私は平らにしようと思います。

下り坂じゃなくて、平らにしなくちゃいけない、これが地域水準を下げないということです。それを8掛けで計算したら、当然下がります。どんどん下がって、公共工事が下がるから民間も下がり、そして今度はそれが水準だとされその8掛けとなり、どんどん下がってしまう。この悪循環をちゃんと止めないといけない。

民主党政権がそれをできなかったというのは残念ですが、地域でできます。だから野田市は、国がやらないから、自分達の野田市の地域ではやるのだと宣言しました。そういう自治体が増えていくということが重要で、しかも最低賃金だけじゃなくて、大工さんの賃金もその中に含めることが必要です。

そうしないと、みんな大工さんの補助員ばかりになっちゃいます。これでは建物のそのものが建たなくなっていくますから、少し長期的な視点から、今のような考え方をちゃんと是正していかないといけないと思います。その第一歩が、公契約であると考えています。

### (宮崎)

ありがとうございます。国がやらないから野田はやったと。今のお話を伺っていて、確かに最賃制度との関係でいうと、契約自由の中で、ある程度条件を求めているだけです。よと、これで十分理屈が通るわけですが、改めてかつての公害防止の横浜方式を思い出しましたね。

横浜方式も相手の事業所に、これでやって

くださいと強くお願いをして、それで契約を結ぶのだと。あれは契約方式なのだという形で、基準を守らせている形をとったのですね。横浜は、政令市としての力が入って堂々と渡り合った、という過去の事例をふと思い出しました。全く違う話ではあるのですが、ちょっと通じるものがあるなと思いました。

武藤さんに教えていただきたいのですが、どういうふうにかえたらいいかなということですが、今まで議論する中で、このままだと公共工事に関するお話は、どうしても例が出てきますし、そこで実際働いている労働者の労賃の話になってくるわけですが、実際に自治体が契約を結ぶという場合は、公共工事には限らない。

特に対局というのは変ですが、違った典型として、労務の提供があったといいますか、労働主役型の事業なんかも、今まであると思うのですが、この辺りについては、別々に考えた方がいいでしょうか、それともセットで考えた方がいいでしょうか。考え方について、お考えを教えてください。

#### (武藤)

公共工事の方は金額も大きく、それから人件費については公共工事の中の3割程度ではないかと思います。機械であるとか、セメントであるとか、鉄骨であるとか、こういうものにいろいろかかっていきますので、人件費の部分は、相対的に低いので、人件費部分を操作しても、それほど大きな影響は出ません。

したがって、公共工事の品確法などで進められたように、自民党の方々もその点については、進められると思うのですが、業務委託の場合には、9割くらいが人件費ですので、これが厳しいわけです。この業務委託も同じように、同じメカニズムでどんどん引き下げられてきています。

高い技術が必要なところは、あまり業務委

託にはなりませんので、問題は少ないのですが、清掃業務など単純労務型の業務委託であったり、調理なども学校給食などだと、最低賃金レベルでしか積算されないということがあります。

業務委託と公共工事を相違は、人件費割合が違うということだけで、基本は同じだと思います。業務委託の中でも、単純労務で働く人と、管理的な業務で働く人がいますが、例えば後者の図書館司書で20年やっている人も、給与が全然上がらないという場合もあります。役所の中で働いているのに低賃金なのです。

足立区はこの問題に対して、非正規の公務員も4段階くらいのクラスに分けて、管理職と一般職を2段階ずつでしたか、非正規の賃金も高めるようにしています。そういう事例を参考として、一般的な業務委託の賃金水準もちゃんと考えながら、予定価格を積算して、これこれの水準でやってください、管理職の手当てをこれだけ出してくださいということで、契約によって進めていく方法があります。

そうすれば、委託業務の中にも、しっかりとした経験を踏まえての賃金水準という考え方が導入できていくのではないかなと思います。このような方式は、なかなか実現するのは難しいようで、区の直営部分に足立区などが取り入れたというところに、留まっているということです。

#### (宮崎)

どうもありがとうございました。今いろいろなお話を伺ってまいりましたが、ここでフロアの方々のご質問を受けようかと思えます。いかがでしょうか。どなたからでもご質問があれば、お手を挙げていただきたいと思えます。その際、所属とお名前を併せておっしゃっていただくと助かります。お願いいたします。

### (植木)

市川市役所の植木です。私は技術屋で設計書を作っています。私達は最小定義で最大効果を出すということで、会計検査があるので、非常に厳しい設計書を作るのですよ。

私は100%で入札してもいいくらいの数字をだしているのですが70%で入札してくる。

会社の方は相当厳しいと思うのですが、その辺の考え方は、請負者としてどうですかね。

### (武藤)

受ける側が、仕事を取りたいという時に、7掛けで出していったりする。神奈川県建設業の協会が、なぜ赤字でも受けるのかということ調査したのです。そしたら、赤字で受けた会社の4割くらいは、赤字は分かっていますというのです。分かっているが、従業員を遊ばせておくよりもいいから、赤字でも取りましたというのです。

一般的に自治体では、歩切りをする場合がありますが、予定価格を出した上で、8掛けとかにすることを指します。少なくともあれは、歩切りは止めなくちゃいけません。予定価格が高いと、談合があるという方々もいるのですが、視点を変えて予定価格が適正な場合には、予定価格よりも下げた分は、赤字になるのです。

かつては予定価格が甘いこともあったので、歩切りをしてもよかったのだと思うのですが、今では予定価格そのものがぎりぎりの形で下がってきていますから、7割でできるはずがないと考えた方が正しいのです。

### (宮崎)

鈴木さんの方からも、できるはずのないものができてしまっている現状について、補足していただけますか。

### (鈴木)

具体的な例はないですが、実は私が住んでいる船橋市は、15%を頭で切って、入札じゃない、くじ引きなのです。業者に聞くと来たくない。くじ引きで当たっちゃうと仕事をとらなきゃいけないですから、それではできない。逃げて歩いているということですが、いつもやらないと仕事をもらえないので、たまたま行って当たるのだというのですが、市の方で15%を頭で切られちゃうものですから。

問題はそういう仕事をとって、その後3年・4年にもなりますと、市は補修工事が高い。ものすごい金額です。船橋市はその予算が大変なことです。それは市が資金繰りをしなきゃならない。結果的には、市民の税金を使うという実態があるという。

### (宮崎)

いかがですか、よろしいでしょうか。他に質問ございませんか。どなたでも結構です。どうぞ。

### (佐藤)

佐藤と申します。千葉県地方自治研究センターの副理事長をさせていただいています。自治体の役員を、退任していますが、公契約条例を作るという観点から、武藤先生の方に伺うことになるかと思えます。

先程、宮崎先生の方からお話があったが、千葉県自治研センターの取材で、4月に野田の根本市長のところに、井下田先生と一緒に伺わせていただきました。根本市長からも、直接公契約条例を作るに当たっての苦労話とか、いろいろ聞かせていただきました。

先月、10月上旬には、川崎の市長の講演の話も聞かせていただく機会がありました。その時に感じたのは、根本市長の話の中でも、公契約条例を作るに当たって、議会の中も全会一致でしたし、それは川崎も同様だったと、



こんなお話もございました。

野田市の中でも、業者といいますか業界と  
いいますか、そういうところからの話も、ス  
ムーズにいったような話も、伺ったようなと  
ころであります。川崎も、多分同じような状  
況だったのではないかなという感じがしてい  
ます。いろいろな議会の根回しとか、本当に  
他のところでは、大変なこともあったのかな  
とは思っています。

が、首長さんがそのつもりになって、この  
入札の制度の問題ですとか、現状と問題点と  
いいますか、そういうものが丁寧に、周りに  
説明していけば、うまくそれは動いてくるの  
ではないかなと。簡単に言いますと、首長  
さんの決断次第ではないかなと感じたところ  
がございます。

そういう意味で、その点についての武藤先  
生の見方といいますか、そんなことを伺いで  
きればと思います。よろしくお願いします。

**(宮崎)**

武藤さん、お願いします。

**(武藤)**

野田市と川崎市の場合については、首長の  
リーダーシップは、大変重要でした。他の国  
分寺市などを見ても、最初はそれで動いてい  
たのですが、むしろ最後のところで、そのリー  
ダーシップがきかなかったといいますか、発  
揮されなかったという問題かと思えます。

私がかかわっているところでは、首長は入  
札改革という一般論には賛成の方ですが、そ  
の後に大変なのは、契約課の皆さんです。契  
約課の皆さんが、先程副市長が指摘されたよ  
うな問題を、ちゃんとクリアーできるかどう  
かというのは大事で、そことセットで考える  
べきでして、首長のリーダーシップ+契約課  
の組み立てです。この2つがないと、動かな  
いと思います。

問題はもう1つあるのですが、首長と議会  
との関係が難しい場合は、条例を通すのを控  
えてしまうということがあります。その場合  
には、規則を変更してやっていけばいいので、  
私がかかわっているところも、議会对策がで  
きないからというので、条例ではなくて規則  
を変更して、総合評価入札の中に、公契約的  
な要素を入れました。

私がかかわっているのは、小平市ですが、  
小平市は条例ではなくて、規則でやりました。  
この方式だと、あまり目立たないですが、条  
例か規則かどちらがいいのか、検討する必要  
があります。また、基本条例を作ってやって  
くださいと当初は考えていました。

当初は宮崎先生も私も、そういう考え方  
だったのですが、実態は基本条例を作ってい  
ると、条例自体をつくることも含めて、議会  
対策もありますので大変です。むしろ実態を  
動かしていくためには、規則が早いと思いま  
す。どちらが本当はいいのだろうかというの  
は、ちょっと迷っているところでもあります。

なかなか動かないところが、多いのですが、  
野田市の前にやっていたのが、尼崎市です。  
しかしながら、そこが実現できなかったの  
です。その後野田市でようやく実現できました。

**(宮崎)**

よろしいでしょうか。確かに小平市の市長  
さんとは、僕も以前にお話をした時に、議会  
が厳しくてねというお話をされていました。  
そこは管理職の方でかなりやる気のある方が、  
いろいろと知恵を絞ってそっちの方向にいっ  
たのじゃないかなと思いますね。

いかがでしょうか。他にご質問ございま  
せんでしょうか。お二方が挙がっていますが、  
前の方先にどうぞ。

**(村石)**

村石といいます。私は自治労に加盟してい

ますが、民間の企業に勤めています。職种的には、千葉県水道局とか、千葉県下水道の業務の委託を受けている会社に勤めています。

そこでお伺いしたいこととしましては、総合評価方式の中で、技術点とか価格評価点とか、点数があります。その点数の付け方ですが、点数の割合ですね。大阪府のクリーンセンターの例を見ますと、価格評価点が50点ですが、いろいろ入札の案内を見ますと、価格点が50点だったり、20点だったりあるのです。その辺の数字の経緯というのは、どういうふうに我々は受けたらいいのかな、という部分を教えてもらいたい。

あと総合評価方式で提案していますが、市の方で評価するのも大変だと思うのですが、我々の民間が提案書を作る方も、結構な労力をとるか、時間もとられていまして、その辺が果たして妥当なのかどうか、もし答えられる範囲で教えてください。よろしくお願ひします。

#### (宮崎)

これもまた武藤さんがよろしいですね。お願いします。

#### (武藤)

価格点の比率は大阪府の場合、最初は60点だったのですが、2006年からは50点に下げて、価格その他の要素ということで、価格とその他の要素は50対50です。皆さんも覚えているかと思うのですが、駐車違反の取り締まりの業務、警察庁が入札をやった時も、価格点とその他の要素は50対50でした。ですから、国の総合評価の中でも、今では価格は50点です。

では、それ以上下げられないのかということですが、これは愛知県がやった県の業務の市場化テストの中で、全部の合計は千点ですが、価格は250点という、4分の1まで下げているものがあります。要するに、ど

ういう業務をどういうふうに委託するか、価格の意味はどういうことかということちゃんと言理づければ、25%でもいいのだらうと思います。

もう1点、評価の項目が増えていくことによって、応札する業者の事務量も増えているのではないかというご指摘ですが、確かに、価格だけ書いて札を入れる時代から、私達はこんなことをやっていると、いろいろ書かなくちゃいけませんから業務量は増えたと思います。が、一度書けばその書類が、全部使えますので、2度目以降は業務量がそれほど増えないと思います。

大阪でどういう事態が起きているかという、ある障害者雇用を進めている業者ですが、大阪府は大阪の衛星都市に、同じような入札を行うように、大阪市等にもお願いして、多くの市で同様の入札をやっています。豊中市とか周辺の都市も、大阪府方式を取り入れ出したのです。その業者はあちこちの市での入札に参加すると、みんな落札しちゃうのだそうです。ちょっと仕事が多くなり過ぎて、抑えているとおっしゃっていました。

要するに、最初にしっかりとした障害者雇用の書類を作っておけば、それを他のところに出せるのですから、どんどん仕事が取れちゃうことになります。契約課も最初は大変です。でも、最初にいいものを作れば、いい価値がどんどん継続して、繰り返して利用できるわけです。早く取り組むことが、重要だと思います。

業者の皆さんも、早くこういう社会的な価値を追求する企業になっていくということに取り組んでいただければ、どんどん仕事を取ってしまうという状況になって、取り過ぎないようにしていただければと思います。

#### (宮崎)

ありがとうございます。

先程お手を挙げられていた方、どうぞ。

### (椎名)

自治労の委員長をしています椎名と申します。今日のタイトルで「入札改革」、社会的価値の追求と公契約ということで、冒頭武藤先生の方から、公共サービスについての提起を受けたわけです。藤代さんの方から、非正規労働者が全労働者の3分の1、公務の職場においても30%、また、その請け負う事業の方達の低賃金の、官製ワーキングプアということが、今社会的問題になっているという提起がありました。

千葉の中でも、我々の仲間の地域の中でもあるのですが、3年に1回入札をして、そこで入札を負ける。しかしその業務を、雇用を守るということで、働くためには、泣く泣く賃金が低い中でもそこで働く。3年後またその業者が負けるという、入札の中で企業としての取れなかったこと。ただ、人を引き継いでいただきたいということで、雇用の継続ということでお願いをしているのですが、なかなか賃金が上がっていかないということです。

それで賃金が低くなってきて、官製ワーキングプアという形の中に民間の中でも、入っていかなくちゃいけない。また、清掃業務を請け負っている組合の中でも、年々賃金が低くなってきているということで、なかなか生活をしていくのは厳しくなっていると。

最低賃金の話をしみますと、全国の中でも、生活保護を下回っているところは、まだまだあることもあって、生きていく、生活をしていくというところの中で、ぎりぎりの状態の中なのかなということでございます。パネラーの方が、社会的問題になっている官製ワーキングプアという問題があるのですが、今そのことについて、率直にどのようなお考えを持っているのかと。

多分一番厳しいのは、副市長だと思います。

自分達が見ていたら、市もなかなか潤沢な財政ではないという状況の中で、どうしても本当は直営で、守っていかなくてはいけない部分もあるが、ある程度そこは、苦しんで民間に委託しているところもあって、そこをやっとなおかつそのことが、またそういう社会問題につながっていることもあります。その社会的な問題について、コメントをもらえればと思います。

### (宮崎)

今の椎名さんからのお話、いくつかのポイントがございました。その中に、これまでに全然触れられていなかったポイントがありますので、それを改めて指摘しておきたいと思います。

それは雇用継続の問題です。落札者が代わった場合、実際にそこで業務に当たっていた労働者の雇用がどうなるのか、雇い主が代わったとしても、そのまま雇用を継続することができるのだろうかということで、これは野田市としてもかなり苦しんで、後から追加された条文の中で、しかも努力規定のような形になっていたと思います。

雇用継続に関するご意見と、官製ワーキングプアといわれている状態について、それぞれの立場からどういった印象、ご感想ということになるかと思いますが、お持ちかということ、藤代さんの方から伺いましょうか。

### (藤代)

官製ワーキングプアというのは、いわゆる公務員の中での非正規労働者が、非常に安い賃金で働いていることと、今問題になっている公契約という形で、公な契約、あるいはいろいろな行動を起こすことによって、ワーキングプアを作り出してしまふところに、問題があるのかなと。

今ご質問がございましたこの問題につい



て、どう思うかというのは、官製ワーキングプアも民間のワーキングプアも、これは本来あってはおかしい問題だと思います。でもなぜか日本の社会は、日本の社会だけじゃなくて、世界中がワーキングプアを作り出さないと経済が発展しないという、そういう経済構造をこの20年間つくってきた。そのこのところをきっちりと仕切らないと、なかなか生半可なことではいけないのかなと。

片方ではワーキングプアは嫌だが、公務員はあんな楽な仕事はないのだから、公務員の人事を減らせと。何かわけの分からない支離滅裂な理論になるのですが、よく考えれば支離滅裂だが、感覚的には私も苦勞しているのだから、あんたも苦勞しなさいと。その感じを、完全にこれを否定していかないと、この問題は直っていかないのかなと。

公契約における問題を、ちゃんとやっていくためには、まず市役所の中、県庁の中での非正規労働者が、800円前後で働かされている。特に保育所などの保母さんなどは、20年勤めても、未だに200万円前後という。片方の正規の職員だったら、600万円・700万円。この差は一体全体何なのだろうと。

やっていることは全く同じ。その状況をちゃんと直していくということを考えれば、それならば公が契約として発注した中で、賃金が減って、まさに生活するのに汲々とせざるを得ないような社会を、あえて何で公がつかなくちゃいけないのか。

この官製ワーキングプアと、ワーキングプアについては、これまでの経済構造を根本的にひっくり返していくという、そういう運動と結びつけないと、いけないと思っています。

#### (宮崎)

ありがとうございます。鈴木さん、お願いいたします。鈴木さんも印象、ご感想で結構ですので。

#### (鈴木)

今藤代先生が言いましたが、格差、正規労働者と非正規労働者が200万と700万ですか。同じ仕事をしてこういうふう違うというのは、我々の立場を考えても、ちょっとおかしいと思います。そこは是正をしていただきたいと思います。

#### (宮崎)

それでは遠峰さんお願いします。

#### (遠峰)

非常にお答えにくい質問ですが、私どもの方も、この官製ワーキングプアの問題につきましても、改善をしていかなければいけないという意識は、重々持っているつもりでございます。ただ、中には労働者の方から、短い時間を働きたいという需要もあるわけでございます。

そういう中で、基本的に正規労働者と同様に、働いている方々に対して、そこに大きく差が出るというのは、やはりよろしくないのではないかと。できるだけ差をなくしていくような努力を、これからもしていきたい。

また私どもの方は、実際の例といたしましては、病院を持っております。病院の中で看護師さんがいらっしゃいます。そのような方々も、欠になるとなかなか採用はできない。そういう意味では、正規職員と同額を、非正規の方々にもお支払しているという現状もございまして。できるだけそういうふう近づけていきたい。

それで非正規職員の方々、それはそれぞれ労働の中身が違いますので、そういう形では、正規労働と同様の働き方をする方々については、近づけていかなければいけないと考えています。以上です。

(宮崎)

どうもありがとうございました。同一価値労働・同一賃金というお話になっていくのかとも思います。先程申しました雇用継続の問題は、かなり難しいところもあるのですが、含めて武藤さん、コメントをお願いできませんか。

(武藤)

雇用継続の問題については、日本ではそういう発想がほとんどなくて、会社が仕事をとれなかったのだから、従業員も全部首を切られるのは当然だ、そういう発想が多いのです。ヨーロッパの労働組合などを見ても、雇用の継続は、管理者が誰であれ、その仕事を継続するということが、重要な価値としてヨーロッパ全体がそうなので、EUの指令として、雇用継続を原則的に考えなさいというものがあります。

イギリスにもそういう規則があって、雇用を継続するのが当然だという考え方です。日本ではまだそういう価値観がないものですから、指定管理者制度なんかが入ってきた中で、一応今働いている人達に、継続を希望するかどうかを聞いて、そこで賃金水準を提示し、よければ継続をできるような、そんなところぐらいまでしか、進んでいないのではと思います。

働くという立場を重視するならば、管理者が誰であろうと、現場の仕事は慣れている人が継続するという価値観を認めていく必要があると思います。もう1つ、官製ワーキングプアですが、おもしろいことに野田市も、この公契約条例を導入したら、野田市の市の中の仕事で、829円よりも低い時間給の人がいたので、そこをまず上げたという事例があるそうです。川崎市も同じように、川崎市の中で、最低賃金よりも低い人はいないかどうかを確認したということです。

だから、最低賃金の部分では、そういうことがきいてくるのですが、先程言ったように、それは同一価値労働・同一賃金という原則からみて、全然格差があり過ぎて、手をつけられないような状況だと思います。そこは同一賃金・同一労働の原則を、もっと取り入れることをしていけないといけないのです。

この点についても日本では、非正規労働者は試験を通っていないので格差があって当然という考え方が多いのですが、ここも改めていかないと、難しいのではないかと考えています。

(宮崎)

制度を下支えにしてといいますか、制度の背景にある思想といいますか考え方、その時点から組み合わせていかないと、これはなかなか難しい問題であると、そういうご指摘であつたらうと思います。いかがでしょうか。他にご質問ございませんでしょうか。どなたからでも結構です。お二方の手が挙がっていますが。

(飯沼)

松戸市役所の飯沼と申します。公契約の、国の制度のお話が先程ありましたが、そのお話と、ILO94号条約の議論がされているのかどうなのか。私も組合の役員をやっています。その辺のところはあまり聞いてはいないのですが、そういう議論はされているのかどうかを、お伺いしたいと思います。

(宮崎)

これは武藤さん、分かりますか。

(武藤)

あまり詳しくないですが、少なくとも今民主体党の中で、ILOの94号条約について、批准するとかしないとかという議論が、出ている

というのは聞いていません。公契約法を国がつくるといふ点については、確かマニフェストの中には載っていました。

それがどういうふうに進んでいるかについて、少なくとも国の動きで、いい動きがあるということは、このところ聞いていません。あまり進んでいないのではないかと感じています。

(宮崎)

この件に関して、情報をお持ちの方はいらっしゃるでしょうか。あまり作ってないですね。

(鈴木)

先程も申しましたが、全建総連の大会では、民主党の中に、建設議員懇談会というのがあるのですね。私達の仲間の支援をするという、150名くらい加盟しているのです。その会長さんは野田の市長さんと私に、一度会いたいということで、懇談をしていますから、その辺では話が進んでいると思うのです。

ただ、挨拶なんかでは、公契約はどのようにやりたいということの話であります。ILO問題は、今のところ進んでいないというところですね。

(宮崎)

さて、予定されていた時間に、ぼちぼちなってきました。ここでパネリストの皆さんに、それぞれ最後に、一言ずつコメントいただいて、結びにしていきたいと思っております。藤代さんからお願いしましょうか。

(藤代)

今日はどうもありがとうございます。公契約条例、入札の問題からここまで来まして、地方自治体からいろいろなことを変えていけるという、1つのツールみたいな部分もある

のかな、そんな思いをいたします。

国全体、あるいは世界全体の経済行動の大きな視点も、とらえなくちゃいけないと思いますが、何しろ働いている者が、ちゃんと働いた者なりの価値を認められて、生活ができるという、そのための公契約条例というのを、まさに自治の時代でございます。

地方自治、地域主権というならば、地方自治体からそういうものを作り上げて、情報公開法も、個人情報保護法も、自治体での条例から作り上げていったという過去もございまして、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。

(宮崎)

ありがとうございました。鈴木さんお願いします。

(鈴木)

今日は不慣れな場なのですみません。私もとりあえず公契約については、事業者の皆さんと共に、これからも県内の市町村に呼びかけをしてまいりますので、皆様のご支援を、ひとつよろしくお願いいたします。

それと、先程時間がありませんので言い忘れましたが、骨子が、契約制度の基本指針というものを、昨年度の11月30日にまとめまして、今年の8月1日ですか、今パブリックコメントをやっているということです。これは公契約とは、直接関係はありませんが、公共工事を統括する条例というものを作ることによって、進んでいるようでございます。よろしく申し上げます。

(宮崎)

どうもありがとうございました。それでは遠峰さんお願いいたします。



(遠峰)

今日は長い時間ありがとうございました。市川市の入札制度をご説明させていただきながら、今後の契約制度についての改善について、いろいろなご質問について、お答えさせていただきました。市川市につきましては、自負しているところは、他市よりとにかく先がけて、入札制度を改善していこうという意識は、十分持っているつもりでございます。

これからも他市に先がけて、制度改正について、努力をしていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

(宮崎)

どうもありがとうございました。それでは基調報告から、ずっと長くお願いいたしました武藤さん、最後のコメントをお願いいたします。

(武藤)

今、副市長さんから、市川市も頑張りたいというお話がありました。私も市民として頑張りたいと思っておりますので、ぜひとも先を走る市川市として、入札改革にも目を向けていただければと思います。

(宮崎)

どうもありがとうございました。自治体がこれから先、自前の資源、自分が持っている

自分が管理している資源だけで、政策対応をしていくことは、とても無理だということは、明らかであります。

つまり、自前のものでないものも利用して、あらゆる場合、あらゆるものを利用して、政策対応をしていかなければならないと。そうならば当然契約に基づいて、政策を展開していくということも、その中に入っていくわけでありまして。そこでは入札を含めて、政策的な対応ということをして、ますます独自のものを開発していくことが、必要なのだらうと思っております。

国の権限との間で、これは国が決める法律事項ではないかと思われることも、多少角度を変えて見れば、自治体独自のチャレンジは、かなりできる動きが残されているのではないかと。契約なんていうのは、まさにそうだと思います。

まさに契約受容の世界であるのですから、そういったあらゆるツールを利用して、今後これから経済構造も右肩下がりになってきましたし、人口構造も変わってくるという中で、独自のといいますか、これまでにない政策対応を進めていくことが、できればいいと思っております。その方向を探っていくことが、肝要なのではないかと思っております。

予定時間を2分ほど超過してしまいました。これにて、このシンポジウムを閉じさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

## 基調講演 講師紹介

むとう ひろみ  
武藤 博己 氏

法政大学大学院政策創造研究科教授

(2012年4月より公共政策研究科教授)

1950年群馬県生まれ。75年 法政大学法学部卒。80年 国際基督教大学大学院博士後期課程 修了(学術博士)。行政管理研究センター研究員を経て、85年 法政大学助教授。08年から現職。主な著書に『入札改革—談合社会を変える』(岩波新書)、『ホーンブック行政学』(共著、北樹出版)、『社会資本投資の費用・効果分析法』(監修、東洋経済新報社)など。